

岩手県告示第661号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定により、二級河川関口川水系に係る河川整備計画を別紙のとおり定めた。
なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び宮古地方振興局土木部並びに山田町役場に備えておいて縦覧に供する。

平成20年9月12日

岩手県知事 達 増 拓 也